

CCFLで議論されている主要議題

資料7-(3)

<p>包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CODEX STAN-1)</p>	<p>(1) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案: 表示規定 (step 3)、定義 (step 7)</p>
<p>(a) 経緯</p>	<p>1993年以降、GM/GE食品の表示について議論してきたが、その過程で規格 (STAN-1) の修正からガイドラインの策定に作業が変更されたものである (この変更は総会の承認を経ていない)。</p> <p>2008年1月に作業部会が開催され、既存のコーデックス規格等のGM/GE食品の表示に関連する部分を基にGM/GE食品表示についての文書 (新ガイドライン案) を作成したが、タイトルや冒頭部分の書きぶりについての合意は得られなかった。</p> <p>この結果をふまえ、米国から、第36回CCFL (2008年) において、①各国が異なる法律、規則、社会的枠組みの下で異なるアプローチをとっており、これまで長い間議論を続けてきたが合意の見込みもないこと、②新ガイドライン案にある既存の文書の関連部分を抜粋した表について、これを各国でGM/GE表示について検討する際の参考とできるように別途ガイドラインを作る必要性が薄いとして、コーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出することが提案され、アルゼンチン、メキシコ、カナダ等、多くの国や産業界側NGOがこれを支持した。</p> <p>これに対し、ECは、新ガイドライン案は15年間の議論の成果であり、従前の案と差し替えて議論を進めることを主張し、ノルウェー、マレーシア、ブラジル、ナイジェリア等多くの国がこれを支持した。我が国も、合意に向けた努力が必要であり、新ガイドライン策定に向けた作業を支持した。</p>
<p>(b) 第36回部会の結論</p>	<p>従前のガイドライン原案に代えて、新ガイドライン案を基とした検討を進めること、また新ガイドライン案のタイトルを、その性質に鑑み、「ガイドライン」ではなく「提言 (Recommendations)」とすることが合意された。本提言原案については、step 3として各国にコメントが求められることとされた。</p> <p>定義についてはstep 7で保留とされた。</p>
<p>(c) 現在の状況</p>	<p>CL2008/11FL (2008年5月) によりコメントが求められた。原案にある既存の文書の関連部分を抜粋した表は必ずしも必要ではないとしつつ、この表を残すならば抜粋部分の既存の文書における位置づけ (原則、義務的表示事項等) に即して表を整理するべきとして、整理した表の提案を12月に行った。</p>

	(2)規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
(a)経緯	<p>第34回CCFL(2006年)において、コーデックス規格や各国の規格で定義された食品名(食品の一般名称、例:apple juice)を改変した名称(例:apple juice drink)を元の定義にあわない食品に使用している場合が多いことから、消費者の混乱等を防ぐための文書の作成(新規作業)が必要ではないかとの問題提起があった。これを受け、新規作業の方向性等を検討するための討議資料を作成するため、第35回CCFL(2007年)において、栄養価の違い等に検討範囲を絞った電子作業部会の設立が決定されたものである。</p> <p>電子作業部会報告には、食品の一般名称を、一部の栄養成分の量を変更し栄養価が異なることとなった他の食品(新食品)に使用する場合に、消費者の誤認等を防ぐための包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改定すべき方向性及びこれを基とした新規作業の提案が含まれていた。</p> <p>しかし、ECは、一般規格の改訂という電子作業部会報告のアプローチは賛成できないとし、現在ある食品規格は多くの場合ある程度の多様性を認めており、改変によってある食品が関連するコーデックス規格の範囲から外れる場合には、当該規格の食品名称の使用を認めるべきではないとした。また、食品の一般名称を新食品に用いる場合は、その食品に不可欠な特徴を新食品でも維持することを原則としながら新食品にはある程度の多様性を認める複雑さや、国ごとに受け入れ可能な多様性が異なることから、食品ごとのアプローチが必要であるとし、多くの国がこれを支持した。</p>
(b)第36回部会の結論	<p>電子作業部会の報告を基とした新規作業の提案を総会へ提出することについては合意が得られず、再度電子作業部会が開かれることとなった。電子作業部会では、特に、今回問題提起された作業範囲の明確化や他のコーデックス規格への影響を検討することとされた。</p>
(c)現在の状況	<p>電子作業部会(我が国も参加)が設立され、11月に討議文書(素案)が配布された。12月に素案の方向性を支持すると回答した。</p> <p>各国のコメントを踏まえた討議文書案が2月2日(予定)に配布され、今後、討議文書案に対するコメントを送付する予定。</p>

	(3)「容器」、「包装材」、「包装済」及び「包装済食品」の定義、添加された水分、正味量に関する討議資料
(a)経緯	<p>第36回CCFL(2008年)において、OIML(International Organization for Legal Metrology国際法定計量機関。我が国は1961年に加盟)より、OIMLは政府間の条約機構であり、国際的な計量に関する提言書を作成していること、ここで作成した提言書と他の国際的な規格作成機関で作成した規格等の整合を図るための活動も行っているとの説明があり、その一環として包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改定の提案が行われたものである。</p> <p>OIMLは、包装食品の表示に関して2つの提言書を公表していることを説明した。そのうちの1つは現在改定中であり、改定版では、充填液の取扱い方がより簡単になること、つまり充填液が食品の一部と意図される場合のみ内容総量は充填液を含んだものとなるという考え方が紹介された。</p> <p>OIMLは、この考え方が、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の、「容器」、「包装材」、「包装済」及び「包装済食品」の定義(section 2)、添加された水分(section 4.2.1.5)、正味量(section 4.3)に影響を与えうることを説明するとともに、これらの修正について部会で検討することを提案した。</p> <p>モロッコより、この提案について更なる検討を支持する表明があり、EC、イタリア、ガーナ等より、この提案は包装食品の表示に関するコーデックス一般規格だけでなく他の表示規定にも大いに影響を及ぼしうることから、検討の時間が必要であるとの意見が表明された。</p>
(b)第36回部会の結論	次回、OIMLが背景情報を含めて作成する討議資料を基に検討することとなった。
(c)現在の状況	OIMLの討議資料待ち。

<p>2 栄養表示に関するガイドライン (CAC/GL2)</p>	<p>FAO及びWHOからの付託事項: 食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略の実施にかかる栄養表示に関するガイドラインの修正 (step 4)</p>
<p>(a)経緯</p>	<p>WHOによって策定された本戦略の実施に関し、第35回CCFL(2007年)より栄養表示関係の事項についての検討が求められている。</p> <p>第36回CCFL(2008年)では、部会に先立ち開催された作業部会(「栄養強調表示の義務化」、「栄養成分リストの拡大」、「非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量策定」及び「原材料の量的表示」を検討)の結果が支持されるとともに以下の議論があった。</p> <p>「栄養強調表示の義務化」、「栄養成分リストの拡大」については、リストを拡大して義務化することを支持する米国等、義務化をまず実施すべきとするマレーシア等、途上国等での実施の困難性や食生活の地域差等から、義務化の検討は慎重に行うべきとする日本、ガーナ等、と意見が分かれた。</p> <p>「読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準」については、いくつかの国より現在の所シンボル等は考慮すべきではないとの意見、またチリより栄養表示について100gあたり、あるいは1日推奨摂取量の割合を示すアプローチがあるがこれも合わせて考慮すべきとの意見があった。</p> <p>「非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量策定」については、CCNFSDU(栄養・特殊用途食品部会)が作業を開始したNRV(栄養参照量)追加又は改訂のための新規作業の結果を待つべきとされた。</p> <p>「原材料の量的表示」については、ノルウェーより、果物、野菜、穀物及び加糖成分の量的表示及び消費者への情報提供の重要性が強調されたが、栄養素の量的表示について再検討することについては反対意見も多く出された。</p>
<p>(b)第36回部会の結論</p>	<p>以下の事項が合意された。</p> <p>①栄養強調表示の義務化、栄養成分リストの拡大</p> <p>栄養表示ガイドラインのセクション3.1(栄養成分表示の適用)及び3.2(栄養成分一覧)の改訂を新規作業として総会に提案するとともに、電子作業部会を立ち上げ、WHOの戦略に基づき常に表示すべき栄養素成分リストを検討した文書及び義務化するための問題点等を把握する討議文書を作成すること。</p>

<p>(b)第36回部会の結論</p>	<p>②読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準</p> <p>表示の読みやすさに関する規準及び原則の策定を新規作業として総会に提案するとともに、電子作業部会で検討すること。</p> <p>③非感染性疾患のリスクと関係する栄養素のNRV策定</p> <p>CCNFSDUにおける検討結果を待つこととして、新規作業の提案は行わないこと。</p> <p>④量的表示</p> <p>WHO戦略の実施にあたって修正されるべき食品表示に関するコーデックス規格の検討やCCFLによって行われるべき作業を特定する等の目的で、電子作業部会で討議資料を作成すること。</p> <p>また、次回CCFLの直前に、(i)栄養成分リストの拡大や表示の義務化に関する問題点、(ii)栄養表示の読みやすさに関する基準又は原則の策定、(iii)WHO戦略との関係で検討すべきコーデックスの表示規定を検討するため物理的作業部会が開催されることとなった。</p>
<p>(c)現在の状況</p>	<p>①、②、④についてそれぞれ電子作業部会(我が国も参加)が設立され、検討が行われている。</p> <p>①については、9月に表示すべき栄養成分を選択する規準及び選択した理由、義務表示とすることの是非、各国の規定等についての質問票が送付され、10月に回答した。</p> <p>②については、9月に読みやすさについての既存の規定、鍵となる事項の提示等及び各国の情報提供依頼が送付された(日本からはコメント提出せず)。1月に各国のコメントをとりまとめた討議文書案が送付され、コメントが求められている。</p> <p>④については、表示に関するコーデックスの規格等(「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」、「栄養表示に関するガイドライン」及び「栄養・健康強調表示のガイドライン」)に関し、どのような作業を行うべきか、9月に各国の提案が求められた(日本からはコメント提出せず)。その提案が取りまとめられ、コメント依頼が12月になされている。</p>

<p>3 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン (CAC/GL32)</p>	<p>(1)キウイ及びバナナ以外の熱帯果実の収穫後の追熟のために、エチレンの使用を可能とする文言を「有機生産の原則」に追加する修正案(step 6)</p>
<p>(a)経緯</p>	<p>収穫後の追熟のコントロールのため、エチレンを新規に使用可能な資材として追加する検討が第34回CCFL(2006年)より進められている。</p> <p>第36回CCFL(2008年)において、コスタリカ、キューバ、タイ、ケニア、アルゼンチン等より、従前より検討されてきたキウイ及びバナナに加えてその他の熱帯果実への使用を認めるべきとの意見が表明された。一方、我が国を始め、ノルウェー、スイス、インドネシア、カナダ等より、キウイ及びバナナと異なり他の果実に関する科学的なデータが示されていないとされた。(キウイ、バナナについては第31回総会にstep 8として提出され、採択された。)</p>
<p>(b)第36回部会の結論</p>	<p>その他の熱帯果実へのエチレンの適用については、再度検討することとして科学的なデータが得られるまでStep6で保留となった。</p>
<p>(c)現在の状況</p>	<p>CL2008/11FL(2008年5月)によりコメントが求められた。適用拡大には科学的なデータが必要であり、他の産品を含めることは合意できないと11月に回答した。</p>

	(2) 付属文書2からのロテノンの削除または注釈の追加 (step 4)
(a) これまでの議論	<p>第35回CCFL(2006年)より、魚毒性の強いロテノン(デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材)を、使用可能な資材のリスト(注)から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加するとの2つの案を含む討議文書(我が国提案)を検討していた。</p> <p>第36回CCFLでは、削除、注釈の追加による使用制限の両者に支持国があった。</p> <p>(注) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインには、有機食品の生産に当たって使用可能な資材(Permitted Substances for the Production of Organic Foods)がリストされている。</p>
(b) 前回の結論	<p>第31回総会(2008年)にロテノンの削除及び注釈の追加の両論を併記する形で新規作業を提案することが合意された。</p>
(c) 現在の状況	<p>第31回総会で新規作業として決定され、コメントがCL2008/27FL(2008年8月)により求められた。動物に対する毒性データ等からロテノンの削除を支持するとしつつ、代替資材がない場合等を考慮し水系に入らないようにという注釈を追加することも受け入れ可能と11月に回答した。</p>